

第12回八街市農業委員会総会

平成24年12月19日
八街市農業委員会

平成24年第12回農業委員会総会

平成24年12月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央 | 8. 鈴木勝雄 | 15. 井口政直 |
| 2. 立崎義久 | 9. 岩品要助 | 16. 中川利夫 |
| 3. 武藤 功 | 10. 栗原十三男 | 18. 石井とよ子 |
| 4. 宮部 操 | 11. 関口芳秀 | 19. 関端 旭 |
| 5. 赤地達雄 | 12. 小山優一 | 20. 菅野喜男 |
| 6. 内藤富夫 | 13. 飛田育男 | 21. 三須裕司 |
| 7. 林 和弘 | 14. 瀬山哲信 | 22. 川野 繁 |

2. 欠席者

17. 井野 基

3. 事務局

- | | | | |
|------|------|-----|-------|
| 事務局長 | 藤崎康雄 | 主査補 | 山内裕義 |
| 主査 | 菅沼邦夫 | 主査補 | 山浦美江子 |

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地競売買受適格者証明の交付について（農地法第5条）
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について
報告第3号 農地法第30条第3項の規定による遊休農地に対する指導の実施について

○藤崎事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

○川野会長

平成24年度第12回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今日は1時半からの研修会、大変、肩の凝る内容で、ご苦勞さまでございました。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で7件、農地競売買受適格者証明の交付1件、農用地利用集積計画の承認4件、農地法第18条の規定による通知1件、農地法施行規則第53条の届出2件、農地法第30条の規定による遊休農地に対する指導の実施、合わせまして総件数で16件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員の定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。

なお、井野委員より欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

11月21日、水曜日。午前10時から北総中央用土地改良区臨時総代会が市の総合保健福祉センター大会議室で開催されまして、川野会長が出席しております。

11月24日、土曜日。午前9時から市制施行20周年記念第34回産業まつりが、八街東小学校を会場といたしまして開催されまして、川野会長、事務局一同が出席しております。

12月4日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員、川野会長、栗原委員、井野委員出席のもと実施いたしました。

12月8日、土曜日。午前10時から産業まつり農産物共進会表彰式が市の中央公民館で開催されまして、川野会長が出席しております。

12月13日、木曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会案件がなかったため、転用事実確認現地調査のみ実施いたしました。出席委員、中川副部長、小山委員、森委員、赤地委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長からの指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号14番の瀬山委員、15番の井口委員をお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分賃貸借、所在東吉田字平井、地目畑、面積7千246平方メートル。権利者事由、義父が借りていた当該農地を自分名義で借り受け、引き続き耕作し、農業経営を引き継ぎたい。義務者事由、高齢のため、引き続き農地を貸し付けたい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

今回の申請は、これまでの申請者の義理の父が長年の間、義務者から農地を借りて耕作していたが、高齢に従い、現在は権利者夫婦が週末に来て農作業をしております。ということで、今後は権利者夫婦が農業経営を引き継いでいくということで、権利者の名義で、再度借り受けたいという内容の申請であります。

申請人は、現在、市外に在住していますが、退職後は実家に戻って農業に専念する予定だそうです。位置は市役所より南西方向、約2.4キロメートル。境界は石杭により確認でき、問題ありません。

現況は耕作地で、進入路は確保され、また、実家に隣接しております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

主な農機具は、権利者の義理の父が所有している農機具も含めて、トラクター1台、耕運機2台、トラック1台。労働力は権利者と奥さん、義理の父の3人です。年間農作業従事日数は権利者が150日、奥さんが150日。技術力は既に農作業をしているため、問題はなく、面積要件についても問題ありません。周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

営農計画ですが、落花生を作付けし、落花生工場に出荷しております。

通作距離は、約50キロメートルで、車で1時間だそうです。

以上の内容から権利者及び世帯員等の権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準を全て満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字氷川小路、地目畑、面積643平方メートル。転用目的、貸駐車場用地、転用事由、申請地の近隣は、集合住宅や戸建住宅が多くあり、駐車場としての要望があるため、当該申請地を駐車場として整備し、近隣住民に貸し付けたい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、立崎委員、お願いいたします。

○立崎委員

それでは、議案第2号1番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約200メートルに位置し、市道に接続しており、進入路は確保されています。

農地性としては、用途地域内にある農地ですので、第3種農地です。

次に、一般基準ですが、申請面積643平方メートルで、面積妥当です。

事業計画、計画施設内容、駐車場が設置されていない住宅があり、それらの希望の応じるため、駐車場を新設する。

造成計画、碎石による整地のみを行う。土地選定理由、周囲に住宅が多数あり、駐車場を必要としているため。用水、排水、調整池はありません。雨水は敷地内自然浸透。防災計画、周囲の安全に努める。被害防除計画、駐車場内の雨水が南側隣地に流入しないよう、土堰堤またはブロック積みとして整地する。隣接農地はありません。

また、7区画分の理由要望書が添付されていました。

以上のことから、速やかに計画が実行されると思います。

以上で報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積1千974平方メートル。転用目的、建売分譲住宅8棟用地。転用事由、建売分譲住宅8棟、建築、販売。

なお、本件につきましては、1千平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市においては、開発行為に該当することから、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われれます。

番号2、区分使用貸借、所在八街字氷川小路、地目畑、面積320平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、実家に近い当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号3、区分貸借、所在八街字旭、地目畑、面積8千283平方メートル。転用目的、車輛置場用地。転用事由、現在、主に車輛の販売業を営んでいるが、八街市外にある既存の車輛置場を別の用途で使用し、八街市内にある事務所に隣接している当該申請地を新たな車輛置場として利用し、業務の効率化を図りたい。

番号4、区分売買、所在東吉田字平井、地目畑、面積923平方メートル。転用目的、歯科医院用地。転用事由、現在、歯科医院を経営しているが、借地で手狭になってきたため、当該申請地を取得し、歯科医院を移転したい。

番号5、区分使用貸借、所在大谷流字中兵、地目畑、面積1千542平方メートルのうち330.58平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、借家に居住しているが、結婚する予定があるため、祖父が所有している当該申請地を借りて新居として専用住宅を建築したい。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

申請地は、市役所より北へ約1.5キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路に接し、確保されております。

造成計画は、周囲をブロック積みし、購入した山砂で盛土工事を行い、道路はアスファルト舗装し、側溝を付ける。

計画面積は1千974平方メートル、開発です。

農地区分は第2種農地と判断。代替性はないと思います。資金は自己資金、借入金の両方です。

用水は市営水道、雨水は浸透システム、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、隣接側溝へ接続し、既存の市側溝に放流する。

また、周辺は義務者の畑でありますので、被害防除等は特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○川野会長

続いて、2番、立崎委員、お願いいたします。

○立崎委員

それでは、議案第3号2番の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は市役所より北西に約400メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されています。農地性は用途地域内にある農地ですので、第3種農地です。

次に、一般基準ですが、面積320平方メートルで、面積妥当です。

造成計画は、コンクリート擁壁を含み253立方メートルの山砂を道路面のレベルまで合わせて埋める。土地選択理由、今後、両親の介護も含めて世話をすることになる。緊急時には駆け付けることのできる距離に居を構えたいと常々考えていた。申請地は、まさにうってつけの土地と考えた。資金は自己資金及び借入金。

用水は市営水道、雨水は自然浸透、汚水・雑排水は本下水。防災計画、周囲をブロック2段積みとし、アルミフェンスの塀をめぐらせる。周辺農地への被害防除対策、ブロック2段積みの塀をめぐらせるため、土砂等の流出はない。

また、建築基準法に合致した建物を構築するから影響はない。

また、隣接農地所有者は、本申請の譲渡人のものです。

以上のことから、速やかに計画が実行されるものと思われま。

調査報告を終わります。

○川野会長

続いて、3番、栗原委員、お願いいたします。

○栗原委員

議案第3号3番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR八街駅から西南方向へ約3キロメートルに位置し、進

入路については、県道に面している既存施設内を通行利用するため、確保されております。

農地性ですが、農地の広がりが見られたため、事務局に広がりの方面積について確認の依頼をしたところ、10ヘクタール以上の広がりのある農地に存在する第1種農地に該当することを確認いたしました。しかし、権利者は申請地の隣接地において既に1万9千79平方メートルの既存車輛置場を保有しており、このことは事務指針の32ページ、㊸の(オ)の既存施設の拡張に該当するため、例外として許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本件の申請面積は8千283平方メートルであり、既存施設面積の1万9千79平方メートルの2分の1の面積を超えておらず、面積妥当だと思われま

す。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には、小作人等、賃借権設定に対して支障となるものはありません。

また、隣接農地所有者等に対する事業内容や被害防除対策の説明も申請代理人を介して行われております。

また、申請地は土地改良区受益地でもありません。

事業計画ですが、車輛置場は雨水浸透舗装を行いますので、雨水は敷地内処理ができる計画です。権利者の業種は自動車ディーラーですが、車輛取扱台数の増加が見込まれており、既存施設では手狭なため、申請地を拡張したいとのことであり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○川野会長

4番の井口委員、お願いいたします。

○井口委員

議案第3号、番号4の調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅から南へ約1.7キロメートルに位置し、県道からの進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの㊸の㊹に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は歯科医院及び患者専用10台分の駐車場用地ということですが、申請面積は923平方メートルであり、面積は妥当と思われま

す。申請地は小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接する農地に対する被害防除対策ですが、申請地に舗装工事をし、周囲にブロック積み

を施工するため、土砂の流出等はありません。権利者は近傍地で歯科医院を経営しており、借地で手狭なため、新たに土地を購入し、医院を新築する計画であり、必要性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま

す。調査報告を終わります。

○川野会長

続いて5番の赤地委員、お願いいたします。

○赤地委員

議案第3号5番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から南西へ約5.5キロメートルに位置し、市道に接しております。進入路は確保されております。

農地性については、農地性として農地の広がりがあるため、事務局に伺ったところ、10ヘクタール以上の農地に点在する第1種農地ということを確認しました。しかし、権利者の祖父が所有する農地の一部に専用住宅を建設予定であり、事務指針31ページ、Cの(エ)に妥当するため、許可することが可能と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請地は専用住宅ということですが、申請面積は330.58平方メートルであり、面積妥当と思われまます。

資金につきましては、自己資金、借入金で賄う計画となっております。申請地における小作人等の支障となるものはありません。

また、用水は井戸、汚水・雑排水は合併槽でございます。雨水は浸透枳による宅地内処理。被害防除対策は、農地との境界にはブロックを積み、土砂流出を防止する。隣接する農地所有者には、日照について説明済みとのことです。

なお、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在、借り住まいであるが、結婚を予定しているため、実家の近くに新居を建設し永住することです。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本件は何ら問題ないと思われまます。

以上で調査報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、都市計画法との調整を条件に、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、議案第4号、農地競売買受適格者証明の交付について、農地法第5条についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積165平方メートル。転用目的、建売分譲住宅1棟用地。転用事由、建売分譲住宅1棟、建築、販売。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

○中川委員

議案第4号1番の調査報告を行います。

この案件は、11月、先月に競売案件で出た案件と同じ場所です。今回は別の業者です。

申請地は、市役所より北へ約1.5キロメートル。進入路は、市道に接し確保されております。

造成計画は土砂の搬入搬出はない。計画面積は165平方メートル。農地区分は第2種農地と判断。代替性はないと思います。

資金は自己資金。用水は公営水道、排水は雨水浸透式、汚水・雑排水は浄化槽を経由し側溝へ。

被害防除対策はブロックフェンスを設置、土砂の流出等を防ぐ。周辺は本人の畑であります。特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

○川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

菅沼主査、お願いします。

○菅沼主査

ただいま、ご審議いただきました議案第4号の案件についてですが、今後、農地法第5条の規定に基づく本申請が提出された場合、申請内容が今回と相違ない場合には、総会に諮らず、会長専決で許可相当の意見としてよろしいか、ご審議いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○川野会長

では、お諮りいたします。

この件について、変更がなければ、会長専決でよろしいかお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川野会長

異議なしということですので、今後の事務処理については、変更がない場合は会長専決で処理いたします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成24年12月13日付で、八街市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

それでは、ご説明いたします。

番号1、所在八街字東駒袋、地目山林現況畑、面積1万8千626平方メートルのうち5千平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年1カ月、新規でございます。

番号2、所在八街字元光明坊、地目畑、面積4千909平方メートル。利用権の種類は賃貸

借。期間は10年、新規でございます。

番号3、所在大木字吉山、地目畑、面積748平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4千480平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定でございます。

番号4、所在山田台字宮ノ原、地目畑、面積872平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、新規でございます。

以上です。

○川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局、説明願います。

山内主査補、お願いいたします。

○山内主査補

それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。

番号1、所在東吉田字平井、地目畑、面積7千246平方メートル。合意の成立日、平成24年12月1日。土地引渡時期、平成24年12月1日。

番号2、所在八街字後野分、地目畑、面積4千300平方メートル。合意の成立日、平成24年6月30日。土地引渡時期、平成24年7月1日。

以上です。

○川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承認願います。

次に、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。

菅沼主査、お願いいたします。

○菅沼主査

それでは、報告第2号、農地法施行規則第53条第5号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在八街字別ヶ野、地目畑、面積1千457平方メートルのうち40.00平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積400.00平方メートル。目的、仮設道路用地。事業内容、道路排水施設整備工事に伴う、仮設道路として一時的に利用したい。期間、平成25年1月4日から平成25年3月25日まで。

番号2、所在八街字別ヶ野、地目畑、面積3千355平方メートルのうち280.00平方メートルのほか1筆、計2筆の合計面積320.00平方メートル。目的、仮設道路用地。事業内容、道路排水施設整備工事に伴う、仮設道路として一時的に利用したい。期間、平成25年1月4日から平成25年3月25日まで。

以上です。

○川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第3号、農地法第30条第3項の規定による遊休農地に対する指導の実施について、事務局、説明願います。藤崎事務局長、お願いいたします。

○藤崎事務局長

それでは、別冊で今日お配りしてあると思いますが、報告第3号、農地法第30条第3項の規定による遊休農地に対する指導の実施についてという冊子でございますが、3枚ペラになっていると思います。1ページ目は、先ほど研修会の中でも県の職員の方、それから農業会議の職員の方が言っていたとおりのことでございます。

2ページ目をお開き願いたいと思います。農業委員に、そういう遊休農地に対する指導を行われなければならないという決まりになっておりますが、そのような中、9月から12月にかけて、事務局職員と、農政課職員で農地利用状況調査を実施しておりました。来月には、調査結果がまとまることになっております。その結果を踏まえまして、担当地区ごとに所有者等の資料配付をいたしますので、順次、個別指導を実施していただくようになることとございます。

また、それとは別に、今日の研修でも言っておりましたが、通知文章を渡してほしいという

ようなものもございましたが、特にやらなければいけない所有者等もおりますので、それにつきましては、事務局において優先順位を付けまして、そこをまず優先的に指導する方をピックアップし、その方には期限付きで解消計画を定めた通知文を直接渡して指導をお願いするようになると思っております。

詳細につきましては、資料がまとまり次第、また、説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

いずれにいたしましても、農業委員会が遊休農地の実施事業者の第1番目ということになっておりますので、県・国から来年度に向けてちゃんとやってくれという連絡が来ておりますので、来年に向けて遊休農地の解消に向けた指導を行っていただくようになりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

その次のページに、農地法の第30条関係の農業委員の責務ということで、参考に農地法を載せてございます。大変でございますが、とりあえず、うちの方で遊休農地になっている場所の資料については、来月に提示できると思っておりますので、その中で指導の方をお願いいたしたいと思います。その結果によりまして、また、事務局と相談しながら通知文を出すとか、そういう方向に進んでいくのかなと思っておりますので、まずは遊休農地になっている所有者に対して指導、お声がけをお願いいたしたいということでございます。

私の方からは以上です。

○川野会長

これについて、ご質問がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

(なし)

○川野会長

なければ、以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時10分)

議事録署名人

議 長

1 4 番

1 5 番